

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	大阪市食肉衛生検査所
処分の名称	と畜場以外でとさつ又は解体を行う者に対する指示
概要	市長は、と畜場以外の場所で獣畜をとさつし、又は解体を行う者に対して、とさつ又は解体の場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法に関する指示を行うことができる。
根拠法令等 及び条項	と畜場法第 13 条第 3 項
処分基準	市長が公衆衛生上必要があると認めるとき
ホームページ	
備考	